

市内障害福祉サービス等事業者 様

障害保健福祉課長 田中 孝太郎

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の
人員基準等の臨時的な取扱いについて

日ごろ、当市の障害福祉行政にご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、新聞報道等でご承知かと思いますが、市内にお住いの方で、新型コロナウイルスに感染した患者が確認されました。

つきましては、本市の障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いを以下のとおり可能としますのでご連絡いたします。

記

1 臨時的な取扱いを認めるもの

(1) 定員超過利用減算

問1. 新型コロナウイルス感染症の対応等に伴い、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、旧法身体障害者更生援護施設、旧法知的障害者援護施設、障害児通所支援及び障害児入所施設において定員を超過して利用者を受け入れた場合、定員超過利用減算を適用しないことが可能か。

答 定員超過利用減算を適用しない取扱いが可能である。

(2) サービス提供職員欠如減算

問2. 新型コロナウイルス感染症の対応等により職員が一時的に不足し人員基準を満たすことができなくなる場合については、人員基準を満たさないことによる減額措置を適用しないことが可能か。

答 減額措置を適用しないことが可能である。なお、基準以上の人員配置をした場合に算定可能となる加算（人員配置体制加算等）や、有資格者等を配置した上で規定の行為を実施した場合に算定可能となる加算（福祉専門職員配置等加算等）についても、利用者の処遇に配慮した上で柔軟な対応を可能とする。

また、世話人等の配置状況に応じて設定される共同生活援助等の基本報酬についても、従前の（配置人数に基づく）報酬の算定を可能とする。

2 対象期間

令和2年3月28日以降当面の間 ※対象期間の終了は、市から通知します。

3 その他

人員基準等の臨時的な取扱いにより利用者を受け入れる事業所は、安全面に十分に配慮したうえで対応いただきますようお願いいたします。

なお、今回の臨時的な取扱いを認めるものは、新型コロナウイルス感染症の対応等によるものになります。実地指導等で、新型コロナウイルス感染症の対応等に当たらないと判断したものは、減算となりますのでご注意ください。